Semi-monthly・Publication ; January 1, 1978
AMUSEMENT PRESS

発行所 アミューズメント通信社　編集・発行人 赤木真澄　大阪市北区神山町79（山名ビル）　〒530 ☎06(314)0309　郵便振替 大阪307852　年間購読料(送料共) 7,200円

あけましておめでとうございます

論潮

分別ある大人へ

明けましておめでとうございます。

旧年中は微力なる小社、脆弱なる筆力にもかかわらず、暖かい励ましとご支持を大勢の方々から賜り、まことにありがとうございました。本年もよろしくご鞭撻のほど伏してお願い申し上げます。

＊　＊　＊

年頭にあたり、本紙が操りかえし従来から述べていることを改めて述べるのも芸のないことではあるが、いまひとつ業界で混乱したまま持ち越されている「メダルゲームの問題」について、概念を明らかにして、今後の見通しを述べねばならない。

メダルゲームというシステムは、ボウリング場ブームが下火になりかけていた昭和四十四年、㈱シグマによって開発され、以後今日に至るまで、全国に広まったものであるが、ゲーム機にメダルを媒介とした遊び方を導入したことの中には、料金体系の見直しと同時にゲーム場そのもののレベルアップが大きな要素として組みこまれている。

さらに子供から大人へと機械ゲーム人口が広がる状況にあって、メダルの非換金（品）という営業ルールが未成年者には通用しないことと、一定のお金を遊びに消費することのできるのは大人であることから、十八歳以上の大人に客層がしぼられたわけである。こうしてメダルゲーム場は、従来の子供対象のアーケードゲーム場と区別されて考えられてきた。

ところが近年、この区別がはっきりしない傾向がでてきており、それは従来メダルゲームに正面から取組んだことのないところを突破口に、次第に勢いを増してきた。他の店では売上げのよいメダルゲーム機をうちの店ではなぜ置かないのだ、とオーナーに言われて仕方なく置いたところ、子供にやらせてはならんと撤去させられた――とは岡山県内のあるショッピングセンターでのオペレーターの話であるが、事実これらの機械の背後には理くつというものがあるのだ、ということがなかなか通じていないのが現実である。

機械だけが悪い!?

こういう現実に対してスジを通すのが正論であり、公共的性格の強いものほど正論を頑として吐き続けねばならないことは言うまでもないが、そういう観点に立つ限りこの業界では、諸団体を含め極めて脆弱な様相を呈しているようで、勢い本紙のみが独走しなければならないとするなら、まことに悲しい現実と言わねばならない。

一方では「メダルゲーム機がなぜ悪い」とする傾向がある。それらの傾向は、およそ事態を理解していない、間違ったものなので、注意されたい。だいたい、メダルゲーム機が悪いとか良いとか、は今までだれも言わなかったし、問題にもされていない。メダルゲームにおいて換金（品）が行なわれてはならないとか、そういう可能性を未然に防ぐとか、未成年者を入場させない（メダルゲームをさせない）とか、そういうことなら業界関係者や関係諸官庁で言われてきているし、「メダルゲーム場運営基準」として、一定の規準を守るよう定められている。そこにも、機械が悪いとか良いとか、という問題ではないのである。

ただもの（機械）だけを見てもはじまらないわけで、その機械がどのように運営されているかというトータルな見方ができないと大変な事態になるとも限らない。現在、岡山と富山の二県においてのみ、未成年者にはメダルゲームをさせないという条例が実施されているだけだが、今後は全国化が確実と見られており、風俗営業等取締法での規制対象（すでに規制対象となっているものは、第四条の個室付浴場、モーテル、興行場などで、岡山県の条例第十四条と対象の重なるところが多いのは注目される）になることも一応予定されている。

「子供用メダルゲーム機」という自己矛盾を生じる機械が、一昨年来より大量に出回った（本来ありうべきでない機械だから、当然ながら市場としては始まるや否や一挙に拡大した）ことが、今日の混乱の大きな原因になったとも考えられるが、ひるがえって考えれば、業界全体がいわばスジを通すことにおいて脆弱であったからだ、と言える。

混乱でなく正業を

スジを通さず混乱に乗じるのは悪徳とされるものである。今年こそは、業界自らの体質を良い方向に変えていき、自らの手で健全営業化を進めたい、と願うのはなにも業界の一部の人だけでなく、末長くこの健全営業を続けたいという大勢の人びとなのである。反対に悪徳に走り、不正なやりかたで進める者たちは、自滅していく以外ない。

以上メダルゲームと青少年の問題に終始したが、これのみでなく、全般に昨年はあらゆる重大問題について、その解決の道すじが開かれた、いわばスタートの年となった。今年は、それらを踏まえ実際に問題に当って解決していく年であり、多くの困難が予測されるが、良識に従って協力していけば、越えられぬ困難などないに等しい、という気概で進めてほしいものである。

新年展望

産業確立のために――

山本　昇　全日本遊園協会　専務理事

新しい年を迎え、昨年の厳しい経済状勢を返り見て、清新な気分で新年にかける意欲をもって出発されたことと思います。

正月ともなりますとさすがに喧噪の東京も静けさがよみがえり、日頃のあわただしい生活から久方振りに開放されます。

さて昨年を振り返り、いささか年頭に当り所感の一端を申し述べます。

国民の余暇活動は、国民生活の充実性として積極的に重要な意味をもっております。

人間の生活には、職業にのみ奉仕的な活動を強いることは不可能であり、そこには余暇活動の必要性が生じて参ります。総理府統計局の調査結果では一日の国民生活のうち趣味、娯楽等の第三次活動の生活行動時間の比率は23%で五時間二十七分を占めております。このように社会生活を営む上には余暇活動がいかに必要であるかを示しております。その意義のある生活行動の娯楽を通じて夢のある遊びを提供し明日への活動の糧として、あるいは青少年の健全な育成の一助に、貢献しているのが我我産業界であります。

全日本遊園協会は昭和四十八年七月、大型遊戯施設中心の日本遊園施設協会と小型遊戯機械の全日本アミューズメント協会とが大同団結して発足し、ここに四年を経過いたしました。晴海で毎年行なわれるAMショーも第十五回を数え、ゲーム機械もマイクロコンピューター時代を迎えてLSIの活用によるマイクロプロセッサー、レーザー光線を使うホログラフィーと一層の高度化が進み、業界を代表する団体として、諸官庁から広く認められるまでに成長いたしました。

協会活動も、いろいろと重要な問題が提起され、業界一丸となってこれに当るべき重大な時期に来ていると思います。

まずAM部会から申しあげますと、昨年四月、電気用品取締法の電気用品の製造販売等を規制し、粗悪な電気用品による危険および障害の発生を防止するため、電気用品取締法の施行令の一部を改正する政令の制定についての公聴会に始まり、電取法改正についての業界側の意見の提示、検討が進められ、一部は十一月十一日付をもって改正されましたが、この問題についての審議検討が協会から委員を派遣して進められております。消費者サイドにおける機械の安全性を図る世論は益々きびしく規制の方向にあります。決して我々業界はこれを傍観視することはできません。昨年八月には東京通産局によるゲームコーナーへの立入調査が実施せられ、電取法の型式認可の違反について指摘を受けました。また六月には名古屋市のスーパーにおける遊戯機械による子供の人身事故があり、急拠所管省のご指示により遊戯機械の安全確保の万全を期するため自動遊戯機械の設置要綱として協会の自主規制を定めました。このように遊戯機械の安全性の確保については、なお今後もきびしく規制される方向にあるものと思料されます。我々としては業界の発展もこの規制を踏えて世論に対処することによって、始めて発展につながるもので

新年展望

あり、今年は各自の自覚を更に要請されるのではないかと思います。

一方最近特にイミテーションの問題がショーを通じて、あるいは業界の真面目な発言として協会に持ち込まれております。協会としては活動の一環として業界内部で処理することが可能であれば、その範囲で業界の発展に資するため模倣機械規制委員会において委員会規程を策定し、この問題に取り組むことになりました。多くの関心を持たれる方々の熱意と可能性の追究に、大きく将来に貢献すべく各位のご協力ご指導を賜りたいと存じます。

次にオペレーター部会活動について、昨年来オペレーターを取りまく社会情勢は誠に厳しいものがあります。すでに皆さまもご存知のように、岡山、富山両県においては、県民参加のもとに青少年の生活環境の整備を図るとともに青少年の健全な成長に資するため、住民の総意に基づいて、メダルゲーム場への青少年の入場禁止が条令となって公布されました。これは当業界にとっては、重大な問題でございます。去る五十年にはすでに、八大都道府県公安委員連絡会議がギャンブル機具使用による博事犯が全国的にまん延していることから、その根絶を期するため、製造段階における規制など厳しい措置について関係各大臣宛要望書が提出されております。また東京都においては、青少年の健全育成の面からメダルゲーム場に対する批判の声があがっており、協会としても座談会等を開催して地域住民の声を聞くとともに積極的に関係官庁とも連絡を密にして活動を続けて参りました。しかし、このような状況に立至ることは業界として誠に残念なことであります。この現実の前には各自の経営姿勢の上に立って、社会的効用を確立する理念が急務であると考えます。もちろん協会といたしましても健全営業委員会において、今後の協会のとるべき方針と検討審議中でございます。どうぞこの業界に携わる方々は真剣に、この問題の真意は奈辺にあるか、愛される業界として皆さまから喜ばれるよう業界のみんなで考えていただきたいと思います。

第三といたしまして遊園施設部会は、主として大型の遊戯機械についての部会であります。遊戯施設は常時その機能を十分に発揮し、安全性の確実な保持と適正確実な維持管理の面から業界の指導的役割を果しております。現過程においては、遊戯施設の検査基準、定期検査業務基準、同構造設置基準、検査資格者の養成等着々と制度が確立し、安全性の確保について万全の体制が図られております。今年度の課題といたしましては、さきに建設省において遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準が定められ、各遊園地には当協会を経て、依命通知がなされております。その運行管理についての細目の検討が当協会に依頼されておりますので、これに関する遊戯施設の運行または管理に係る業務に従事する者に対する研修細目および運行管理規定の作成についての作業が進められております。

以上各部会毎に今年度における協会の活動について大きな問題をいくつか取りあげましたが、今年度は、これら業界の重要な問題の解決の正念場となるのではないかと思います。

新年度早々行政管理庁の第4/四半期の行政監察として自動販売機をめぐる問題が取りあげられ、設置や管理について各省庁を通じての実態調査が開始されます。決してこれは他人事ではございません。わが業界も相関連して遊戯機の設置や管理について考えておかなければならないと思います。電取法も昨年11月に一部改正が加えられ、さらに12月には電気用品の技術上の基準を定める省令の一部改正がありました。また、日本の特許制度も国際的な特許協力条約の発効に基づき国際化に向って進められております。このように当業界をとりまく周囲の状況はめまぐるしく変りつつあります。わが業界は国民の公共の福祉に、あるいはまた健全娯楽の推進に、社会の一員としての自覚と誇りをもって事業の遂行に対処しております。ただ残念なことにはその真意が広く業界全般に浸透しないため、一部に法の精神を逸脱し、世論に逆行して世の批判を浴びる結果となっていることは、今後の業界の発展にとって誠に遺憾です。

年頭の所感と協会活動の概要をご説明し、今年度にかかる問題点をるる申しあげましたのは、協会の実践的活動を、会員のみでなく、広く全国の同業者の方々にご理解をいただき、一人でも多く、この事業活動に参画をしていただくことが最も肝要であると思うからでございます。

大方のご推考をお願い申しあげます。

新年展望

業界の意志統一こそ

河合　久雄　㈱マル三商会代表取締役
(日本娯楽機械オペレーター協同組合　副理事長)

新年明けましておめでとうございます。

不況に明け、低成長で暮れた昨年に続き、本年も多難な年を迎えたわけですが、このような時代を背景に我々のアミューズメント業界は、今後どのようにあるべきかを真剣に考え行動に移してゆかねばならない時期に来ているのではないでしょうか。

世界における日本の立場は、昨年来の円高に象徴される如くまことに厳しい状況下にあり、国内にあっても、構造不況の問題をはじめ、景気の停滞感から暗い材料ばかりが目立ちます。

このような時代にこそ、我々の業界が一致団結して、明るく楽しい娯楽を提供することによって、国民に明日への原動力を生みだしてもらう必要があり、それでこそ業界の存在価値があるのではないでしょうか。

私は昨年来、会う人毎に業界の動向をたずねておりますが、この不況にもかかわらず、我々のマーケットは着実に伸びています。このことから判断して、我々の業界が確実に国民に受け入れられつつあると思います。

このような素晴しい業界にあって、内部はとみますと、色々な問題を抱えているのが実情です。コピーマシンの問題、電気用品の問題、倒産頻発によるイメージダウン、メダルゲームの問題等々です。しかし一番大きな問題は、我々の業界が世間に受け入れられるかどうかにつきると思います。

我々の仕事はお客様にサービスを提供して成り立っているという原点に立ってみれば、お客様に受け入れられない商売は成り立たないということになります。それ故どのようにすればお客様に受け入れられるかを真剣に考え、行動に移してゆかねばなりません。それには業界全体の意志統一が是非とも必要です。従来、我々の業界は余りにも自分たちだけの目先の利益に走り過ぎていたのではないでしょうか。

このままでは、業界は世間から遊離してしまいます。それともっと企業努力を払うべきでしょう。私の知っている大企業系列のレジャー部門が、ショッピングセンター内でアミューズメント施設をチェーン展開して大成功している例を、目のあたりに見ていますが、その経営手法はすぐれたものがあり、市場調査、予算制度、販売推進法、管理システム等どれをとっても画期的なものです。我々としては、この事実を素直に直視し、対応してゆかねば、最近の傾向として、設備投資が従来に比較できないほど大型化している現況からみて、後発の大資本企業の参入を許し、業界を席捲される恐れが多分にあります。

業界を一つのつながりと考えますと、メーカー、ディーラー、オペレーターおよびそれぞれにつながるすべての者が、それぞれ、ともに利益の恩恵を平等に受ける形でなければ永続きしませんし、将来の発展もありません。そのためには業界につながる者全員が、一堂に会して語り合い、その話し合いの場を通じて業界の意志統一をはからなければなりません。そして業界内部の問題は業界内部で処理し、その結論をもって世間にアピールしてゆくことです。それによって、はじめて業界の素晴しい未来が可能だと思います。業界の皆様の良識に期待する次第です。

末筆ながら、皆様のご多幸を祈り上げます。

新年展望

社会との協調を図る

辻本　憲三　アイ・ピー・エム㈱ 代表取締役
(全国シングルロケ協議会　会長)

昭和五十三年度の年頭にあたり、謹しんで新春のお喜びを申し上げます。

昨年の春より発足しました全国シングルロケ協議会(ASL)も二年目を迎えました。発足期の昨年は、業界内の良き理解をいただき急早な会員結束等できました。ここに各位のご協力に心よりお礼を申し上げます。

本年は全国シングルロケ協議会にとっても試練の年であります。岡山県の青少年保護育成条例に端を発した一連の対社会的な問題は、全日本遊園協会、ASLの懸命の努力も効果は未だの感が強く深刻な事態は改善されないまま新年を迎えたのであります。

新聞報道などこの種の情報もいろいろあります。あるところではメダルゲーム機が駄目であるとか、また景品券がいけないとか、また機械が倒れて怪我をしたとか、諸問題がマスコミ等によって報じられておりますが、それらに共通した点は、子供が路頭において集って機械で遊んでいると今になんらかの問題をひき起すにちがいない、という親の子供に対する警戒心より来るところが多いと思います。

一方、子供が家のお金を一万円も持ち出し、何に使かったのかと親に問われてゲームで使ったというような話があると、ゲームが悪の根源かのように報道されています。

私達の店頭ロケにおきましては今日まで、対社会的な問題は常に一歩遅れて処理にあたってきました。この種の問題は数年前にパチンコ機をリースしていた頃にも問題にされたものですが、今日ではメダル機は駄目だがパチンコ機ならよかろうというような見方も一部の地域であるほどです。

ところで現在私達が取り扱っておりますゲーム機の内容たるや、玩具業界のゲーム機と一寸の変りもないものが多くあります。ゲーム業界の機械は悪いが玩具業界のゲーム機は良い、というのは大人のわがままな見方ではないかと思います。玩具は大人が子供に買い与えるから良いが、ゲーム機は子供が選択するから悪いというような観念において社会的問題化されるとしたら、私達の業界はいつの時代になっても、本当に子供の心と頭の中をクリーニングできるような、ストレスの発散できる遊びを与えることができないのではないでしょうか。高価な玩具を買ってオーナーになるよりも、十円玉一枚または数枚で遊べるという子供にメリットのあるゲーム機が社会悪の根源になる、という意見は非常に間違っていると私は思います。

子供に対してはできるだけオープンな環境において、それぞれ具体的に子供に教育していくのが大人の役割だと思います。臭い物に蓋をするような考えでは、子供への教育はできないのではないでしょうか。なにもかも大人が子供に対して枠をつくることが、十八歳前後の半大人となった時に社会問題を起す原因となっているとも考えられます。

世論にさからうことは良くないと私も思いますが、そうだからと言って私達業界で利益を受けている何百万人かの人達の利益を無視することもできません。責任ある私達の職業として、世論に対して背を向けないで責任と自覚をもって、幾度も幾度も話し合って業界の社会的地位向上に向って進むのがスジではないでしょうか。このような姿勢でしか私達が生きていく道はないのではないでしょうか。

私達業界内におきましても悪い点が多くあります。法治国家の一員としての納税義務を怠ったり、また刑法にふれるような営業をしたり、前記のような子供へのメリットを悪用したり、金のためにはなんでもするというような業者も多いのが現実です。私達は何年も長くこの職業において利益を得るよう、営業を行なっております。それに反して社会悪ともなんとも思わない業者は排除するか、改めてもらうしかありません。メーカー、ディーラーの各位も常に、オペレーターに対してはリスクを持って営業をしていますが、そのように業者を教育することが、自社のリスクを軽くすることだと思います。

ASLにおきましても、今年はその組織力を最大限に発揮して、その任にあたるべく、役員はじめ会員一同粉骨の努力を惜しまぬ覚悟です。警察関係におきましても今年は違法業者、ロケ先での摘発検挙もありうると聞き及んでおります。社会的に言いわけのできないような営業を早く正業にもどしてもらうために、業界各位様方の当協議会へのご協力を本年もさらに一層強力にお願いいたします。

本年も皆様にはご多幸な年でありますように心よりお祈り致しております。

(合掌)

ゲームマシン一〇〇年

花開くこれからのAM機

輝かしい新年を迎えて、これからのAM機を考えるため、過ぎ去った時代における機械の歩みを、大ざっぱではあるが、ふりかえってみよう。

ジュークボックス

昨年は蓄音機百年を記念した行事が各地で行なわれたが、まさに「人類はサウンドを手にした」（糸川英夫氏）画期的な時代が百年前に始まったのである。エジソンはその最初の蓄音機をフォノグラフ（音を書くという意味）と名付けたが、それは、たとえば米国でジュークボックスのことを今なおフォノグラフと呼んでいるように、その独創性は高く評価されてしかるべきものである。

蓄音機が娯楽用となるのにさして時間はかからず、今世紀はじめにはすでにロウ管式のジュークボックス、「カラマズーマルチホン」が硬貨作動式で出ている。年表には書き込まれていないが、二十年代後半からシーバーグ、AMI、ミルズ、ワーリッツアー、ロックオーラなどが次々とジュークボックスを手がけ、三十年代から四十年代へとその完成度を高めていく。この過程でジュークボックスが多量に出回り、それぞれ硬貨作動などが改良され、ロケーションを広げていったことは、のちのゲーム機の発展と大いに関連することは言うまでもない。

スロット、ビンゴ

ギャンブル機械としてのスロットマシンの歩みは、無視できぬ賭博の要素のため、波乱に満ちているが、十九世紀後半にごく限られたロケで、ミルズのルーレット型の機械があったほかは、一八九五年フェイによるスロットマシン「リバティ・ベル」が、やはり最初となる。その後数十年を経て、一九六〇年代にバリー製スロットマシンが完成度をきわめている。またバリービンゴゲーム機は、一九五一年の「ブライトライト」をはじめ、六十年代にこれもほぼその完成度をきわめたと見てよい。

フリッパー、TV

ピンボールについてはこのところ米国でも空前のブームが起っていて、それを背景に各種の資料ができて、従来のあいまいな説をしりぞけるに至っている。それによると、最初のピンボールゲーム機は一九三〇年のゴットリーブ製「バッフルボール」で、その後バリー、ロックオーラ、シカゴコイン、ミルズ、ジェニング、キーニイなどが争ってピンボール機に取組むが、はじめは文字通りピンとボールだけの素朴なものでしかなかった。

そして三七年、バリーの「バンパー」ではじめてバンパー付きとなり、四七年にはゴットリーブ「ハンプティ・ダンプティ」でようやくフリッパーつきのフリッパーとして、単なるピンボールから脱皮して、その後いよいよ発展してきている。最近ではフリッパーはメーカー各社とも、ソリッドステート化（IC、LSIなど採用）が進み、それぞれ順調に移行しつつあること、また既成のフリッパーメーカーだけでなく、アタリをはじめ新規参入が続いていることが注目される。

また最近の電子回路技術の急速な発展とともに、七二年のアタリ社「ポン」をはじめ、またたくうちにTVゲーム機は高度でしかも面白いゲーム機へと発展してきており、今後もいぜんどこまで発達するかわからないほどの勢いである。

優秀な日本の機械

このほかにも海外では、英国のマネープッシャー、フルーツマシン、西独のロタミントなどの長い歴史があるが、海外のすぐれたゲーム機はほとんどすべて、現在日本に導入されており、今後も交流のテンポは早まると見てよい。

さて日本ではどうかと言うと、先ほど本紙で掲載し大反響を呼んだ、日本娯楽機による広範囲のアミューズメント機械がすでに昭和八年ごろに出来ており、輸出も始まっており、その後の原型ともなる活動があった。

戦後は駐留米軍の払下げのジュークボックスからはじまり、木馬の時代を経て、近年の各種ゲーム機開発へと花開いていく一方、遊園機械も充実さを増してきた。

こうして最近では、日本から海外へと優秀なゲーム機が輸出されるなど、日本の技術力、開発力が評価を得るところまできており、いよいよ国際化は本格化している。

娯楽機械——それは人間が機械を楽しむ、ということであり、その未来は限りないものと言える。

日本娯楽商報

本紙No.72号で掲載し、大反響を呼んだ、日本娯楽機昭和8年ごろの総合機械カタログ（表紙）

新年記念；関連洋書の特別頒布のお知らせ

有料読者に限り次の洋書をおわけいたします（頒価は送料込み）。

①ヴェスタル版、クリステンセン著「スロットマシン」＝四千二百円。

②チャートウェル版、マッコーン著「ピンボール」＝六千八百円。

なお、③チャートウェル版、クライバン著「ジュークボックス」＝九千八百円と前記②を合せて求められる方には、合計一万五千円（輸入事情の変更によるもの。なお以前に前記③を買われた方にも同様の割引をします）。

上の写真左は「スロットマシン」全123ページ、A5版。
右はチャートウェル版「ピンボール」全160ページ、B4版。

アミューズメントマシンのたどってきた100年

アメリカ

- 1877　トーマス・エジソンが蓄音機を発明
- 1895　チャールズ・フェイが世界初のスロットマシン「リバティベル」を発明
- 1911　ミルズの「オペレーター・ベル」
- 1929　ゴットリーブ社が最初のピンボール「バッフルボール」を製品化
- 1930　ジェニングス、最初の電動スロット「エレクトロジャックス」を製品化
- 1931　バリー社の最初のピンボール「バリーフー」
- 1938　バリー社「ダブル・ベル」をはじめスロットマシンを作りはじめる。

日本

実用新案登録済
人氣の王
自動歩行象
高サ五五　巾六尺
電池十二ヴォルト¼馬力
一頭　金壹千參百五十圓
自動歩行象は六人の客を乗せて象を動かし實物象と違はず歩行致します申す迄もなく其の人氣こそ大變な物で御座います使用は大變簡單で一定の圓形コースを造れば一人でグル〳〵歩き廻ります又コースを造らず象使ひをして歩行さすも格別です引力も大變強くて十五人位乗せた車を樂々引き歩行致します

上の男の子は現在サクラ娯楽㈱の若田部元幸氏

- （大正十一年）遠藤氏の考案した日本初の自販機
- （大正十三年）岡本娯楽機製作所発足
- （昭和三年）日本自動娯楽機製作所（日娯）発足
- （昭和四年）遠藤氏自動式木馬、力試し機の製品化
- （昭和六年）同氏豆汽車、豆自動車を開発（浅草松屋）
- （昭和一〇年）大阪娯楽機製作所発足

アメリカ

- 1941　NY市（ラガーディア市長）ピンボールを禁止
- 1945　ウィリアムズ社発足
- 1946　バリー社「ドローベル」（初のコンソールタイプ）
- 1947　ゴットリーブ社が初のフリッパー「ハンプティ・ダンプティ」を商品化
- 1962　オダネルがバリー社長に就任
- 1964　バリー製スロット、「マネーハニー」を筆頭に席捲しはじめる。
- 1972　アタリ社ブッシュネルが初めてテレビゲーム機「ポン」を製品化
- 1975　NY市で第一回フリッパー大会（以後毎年）
  ナッツベリーファームでコークスクリュー第一号
- 1976　NY市でフリッパー解禁
- 1977　シカゴ市でフリッパー解禁、空前のフリッパーブーム!!

日本

- （昭和一六年）太平洋戦争開始
- （昭和二〇年）日本敗戦
- （昭和二六年）サービスゲームス、ローゼンエンタープライズ（セガ社）発足
- （昭和二八年）太東貿易（タイトー）発足
- （昭和三〇年）関西精機製作所、中村製作所（ナムコ）発足
- （昭和三四年）日本遊園施設協会
- （昭和三六年～三八年）ガンコーナーブーム
- （昭和三七年）関西遊園施設協会
- （昭和三九年）シグマ企業（シグマ）発足
- （昭和四〇年）マル三商会発足
- （昭和四一年）全日本遊園施設事業協同組合（JRE）発足
- （昭和四二年）アミューズメント工業協会（NAMA）
- （昭和四三年）日本遊園施設工業会
- （昭和四四年）メダルゲーム場第一号店「渋谷カスタム」が誕生
- （昭和四五年）日本万国博開かれる。
- （昭和四六年）日本遊園施設協会（JREA）、全日本アミューズメント協会（JAA）、日本オペレーターユニオン（JOU）
- （昭和四八年）全日本遊園協会（JAA）、メダルゲーム協議会「メダルゲーム運営基準」を制定
- （昭和四九年）「ゲームマシン」創刊
- （昭和五〇年）アミューズメント通信社発足
- （昭和五一年）セガ社の全国フリッパー大会
- （昭和五二年）ASL、全日本遊園地協会連絡(協)。第十五回AMショー開催

謹賀新年

(50音順)

アイ・ピー・エム株式会社
代表取締役　辻本憲三
〒580 大阪府松原市西大塚一―四―一
電話〇七二三(三六)一一七〇

アイリー関東株式会社
代表取締役　笹岡紘一
〒286 千葉県成田市不動ケ丘二―五七―一
電話　〇四七六(二二)三一二二

㈱ウコー・コーポレーション
代表取締役　内山光代
〒103 東京都中央区日本橋浜町二―八―六
電話　〇三(六六八)八六五六

株式会社　エスコ貿易
代表取締役　中山隼雄
〒108 東京都港区三田三―五―一六
電話　〇三(四五五)六五一一

大阪パシフィックベンディング株式会社
代表取締役　古田収二
〒530 大阪市北区金屋町一―一三
電話　〇六(三五一)七九七一

株式会社　大知物産（オオトモ）
代表取締役　河瀬知之
〒536 大阪市城東区古市一―一五―一二
電話　〇六(九三三)〇八五一

株式会社　カワクス
代表取締役　川楠俊太郎
〒577 大阪府東大阪市稲田一四一四
電話　〇六(七四五)三五〇〇

株式会社　関西企業
代表取締役　松元哲士
〒561 大阪府豊中市名神口三―九―一　タイヨービル
電話　〇六(三三三)〇三一三

関西ジューク株式会社
代表取締役　藤田直美
〒657 神戸市灘区灘南通一―一―三
電話　〇七八(八八二)三九一九

株式会社　関西精機製作所
代表取締役　古川謙二
〒615 京都市右京区西京極豆田町三
電話〇七五(三二一)九二四五

株式会社　関西トレード
代表取締役　福井敏
〒670 兵庫県姫路市北今宿一九四　ヒメジビジネスビル
電話〇七九二(九七)八二二六
〒105 東京都港区浜松町一―一―二　第五工業ビル
電話〇三(四三八)〇七七七

キクチハンドメイズ工業株式会社
代表取締役　菊池賢一郎
〒547 大阪市平野区加美正覚寺四―七―一〇
電話　〇六(七九一)四五六一

株式会社　岐阜遊園
代表取締役　石川昭雄
〒504 岐阜県各務原市蘇原瑞雲町一―十四
電話　〇五八三(八三)三〇三五

株式会社　コインゲーム
代表取締役　松永光司
〒160 東京都新宿区高田馬場二―十二―六　マミービル一階
電話〇三(二〇八)六九二一

有限会社　こまや製作所
代表取締役　田中弘
〒658 神戸市東灘区魚崎西町四―二―一五
電話　〇七八(八一一)三六六一

謹賀新年

(50音順)

サービス・ゲームス
森武司
〒652 神戸市兵庫区入江通三―一―二七
電話　〇七八(六七二)一九〇三

株式会社　三共
代表取締役　伊東芳雄
〒112 東京都文京区後楽二―四―五
電話　〇三(八一一)五八八八

有限会社　サンヨー興業
代表取締役　金島健
〒435 浜松市篠ケ瀬町五二五―六
電話　〇五三四(二一)四八六二

三洋電機電装機器株式会社
代表取締役　後藤清一
〒550 大阪市西区土佐堀通四―六一
電話　〇六(四四三)五一四一

株式会社　ジェイ・アール・イー
代表取締役　末佐喜一
〒556 大阪市浪速区新川三―六三〇―三
電話　〇六(六四七)一六二一

株式会社　シグマ
代表取締役　真鍋勝紀
〒157 東京都世田谷区成城九―三一―三
電話　〇三(四八四)一〇一一

株式会社　ジャトレ
代表取締役　竹内清一
〒102 東京都千代田区平河町一―四―三　平河町伏見ビル
電話　〇三(二三〇)〇六七一

昭和遊園機械株式会社
代表取締役　小島幸也
〒182 調布市若葉町二―一七―二三
電谷〇三(三〇八)一五五一

株式会社　セガ・エンタープライゼス
代表取締役社長　D・ローゼン
〒144 東京都大田区羽田一―二―十二
電話〇三(七四二)三一七一

全日本遊園協会
会長　遠藤嘉一
〒150 東京都渋谷区渋谷三―六―十八　荻津ビル
電話〇三(四〇七)八七一一

総合ユニコム株式会社
代表取締役　上林功
〒104 東京都中央区銀座二―八―十五　共同ビル
電話〇三(五六三)〇〇二五

株式会社　タイトー
常務取締役　中西昭雄
〒102 東京都千代田区平河町二―五―三
電話　〇三(二六四)八六一一

株式会社　太陽自動機
代表取締役　宮坂芳男
〒135 東京都江東区森下三―六―五　森下ビル
電話〇三(六三二)五四一一

玉福産業株式会社
代表取締役　橋本頼松
〒612 京都市伏見区津知橋町三七二―八
電話　〇七五(六二一)七三二一

株式会社　チェスト
代表取締役　森真一
〒533 大阪市東淀川区山口町三六一―一
電話　〇六(三二三)三七八八

株式会社　ツムラ
代表取締役　津村三百次
〒536 大阪市城東区諏訪二―七―三
電話　〇六(九六九)三五三一

データイースト株式会社
代表取締役　福井常忠
〒160 東京都新宿区片町一―三六　第三田中ビル
電話〇三(三五八)六五八一

東京パブコ株式会社
代表取締役　滝沢保博
〒153 東京都目黒区中目黒四―八―六　藤井ビル
電話〇三(七一〇)六五七一

東宝商事株式会社
代表取締役　中村欽也
〒534 大阪市都島区都島本通四―二四―一〇
電話　〇六(九二四)二〇〇〇

東洋娯楽機株式会社
取締役社長　山田俊夫
〒152 東京都目黒区八雲一―五―七　東娯ビル
電話〇三(七一八)六四六一

誰でも知っている野球ゲーム————不滅です。

BASEBALL MATE

ベースボールメイトは、0.05秒のタイミングでレフト～ライトへ
自由に打ちわけることができる画期的新製品です。

ベースボールメイトの遊び方

- 登録後ピッチャーボタンを押し、タイミングをあわせてバッターボタンを押しますと、ゲーム者の狙いどおりにレフト～ライトへボールが飛びます。
  空振り、ファウルはストライクカウントで、3ストライクまでそのまま"投"、"打"できます。
- 登録した塁打が的中しますと、その枚数がペイアウトされます。
- 塁打の的中、不的中にかかわらず、その塁打により走者が進み、1点入るごとに2枚ペイアウトされます。
- 点数が入れば上の点数表に記録され、10点になると10枚払い出されます。
- ゲームは連続して進行しますが、0(ゼロ)の状態からしたい時は、メダル投入口上部のクリアーボタンを押して下さい。

※警報ブザー、10円玉カウンターは
オプションで簡単に取付け可能。

専用メダル
直径 24mm/厚さ 2.1mm

定　格
高さ：1470mm/巾：600mm/奥行：290mm/重量：40kg　▽91-15517

IPM アイ・ピー・エム株式会社
本　社　大阪府松原市西大塚1丁目141番1号
電話(0723)36—1170代表　〒580

——アイ・ピー・エム・グループ——
東北/東京/千葉/大阪/中国

(50音順)

株式会社　ナムコ
代表取締役社長　中村雅哉
〒146　東京都大田区多摩川二－八－五
電話〇三（七五九）二三二一

株式会社　ニチレ
代表取締役　加藤克彦
〒162　東京都新宿区二十騎町五－一 コーポ神谷二〇一号
電話〇三（二六七）〇四一七
〒567　大阪府茨木市沢良宜西一－二十一
電話〇七二六（三五）一八八六

株式会社　日本商事
代表取締役　小川義雄
〒536　大阪市城東区永田二－五－九
電話〇六（九六二）七七二一

株式会社　日本ベンディング
代表取締役　大原義裕
〒563　大阪府池田市八王寺町一－一－一二
電話〇七二七（五二）一九八〇

任天堂レジャーシステム株式会社
代表取締役　山内溥
〒101　東京都千代田区神田須田町一－一二
電話〇三（二五四）一六四七

バーリーサービス株式会社
代表取締役　池実
〒542　大阪市南区南綿屋町二三－一
電話〇六（二一三）五二五五

フジ・エンタープライズ株式会社
代表取締役　山田昌照
〒145　東京都大田区東雪ヶ谷二の三五の一
電話〇三（七二八）四三一一

株式会社　ベンドジャパン
代表取締役　的場昭一
〒556　大阪市浪速区水崎町一－八
電話〇六（六四三）三八五七

株式会社　ホープ
取締役社長　小野定良
〒211　川崎市中原区今井上町五〇
電話〇四四（七二二）六一四一

㈱マックス・プラザーズ
代表取締役　角野博光
〒544　大阪市生野区巽北二－五－三一
電話〇六（七五二）四七七五

有限会社　マル信産業
代表取締役　松本正美
〒124　東京都葛飾区小菅三－九－一三
電話〇三（六九〇）三九二一

武蔵野工機株式会社
代表取締役　冨田窓可
〒121　東京都足立区花畑町三五二八
電話〇三（八五〇）六〇〇四

明昌特殊産業株式会社
代表取締役　岡本昌明
〒553　大阪市福島区海老江七－一九－九
電話〇六（四五八）三五五七

株式会社　ユニバーサル
代表取締役　岡田和生
〒329-02　栃木県小山市粟宮一九二八
電話〇二八五（二五）五五二二

ユニバーサル販売株式会社
代表取締役　岡田和生
〒110　東京都台東区上野三－一〇－九 国井ビル
電話〇三（八三三）九五八一

株式会社 ユニバーサルプレイランド
代表取締役　鷺谷晴美
〒323　栃木県小山市八幡町二－一－七
電話〇二八五（二四）四〇八六

レジャック株式会社
代表取締役　井上昭男
〒532　大阪市淀川区西中島五－一一－一〇 新大阪丸善ビル
電話〇六（三〇五）一三三一

株式会社　ワイプ
代表取締役　本木宏昌
〒652　神戸市兵庫区切戸町五－一五
電話〇七八（六五一）〇〇七五

国際化したアミューズメントニュース
INTERNATIONAL AMUSEMENT NEWS

海外の話題

今年はアトランタ
日本製品浸透したIAAPAショー

既報のとおり、遊園地関係のIAAPAショーは十月十九日から四日間、ニューオーリンズのリバーゲートで開かれ、最大規模の内容になったが、詳報としては次のようになる。

七千人の訪問客を迎えたリバーゲートの展示会場には、屋内六百九小間と今回初の屋外展示十社がひしめいた。出展内容は、大型遊園機械、中型小型のゲーム機、小型乗物機のほか遊園地に関係ある商品が出された。

小型機ではアタリ社、USビリヤード社、シネマトロン社、ミッドウェイ社、PSE社など米国地元のメーカーがほとんど主な機械を出し、とくにバリーグループのディストリビューター（エンパイアー社ほか）が、アライドレジャー社、グレムリン社、スターン社、セガ社などの機械をも出した。

こうした中で日本からは、㈱タイトー米国支社が独自の小間で出展し、関西精機製作所の「大列車襲撃」を出して注目を集め、ナムコの「ジュークタウェイ」もバリーグループで出展され人気を呼んだ。また英国の出展社ロンドンコイン社の小間では、セガ社の「プリンカーズ・キャニオン」が出展され、着実な日本製品の浸透を示している。

またこの展示会を通じてすぐれた出展社に与えられる賞は、今回小型ゲーム機で米国のラムテック社など三社に対して贈られた。

IAAPAの大会において、エド・キャロル・ジュニア氏が会長に選ばれるなど、新役員が決定し、来年のIAAPAショーは二年ぶりにジョージア州アトランタ市で行なわれることになった。細目については未定であるが、一九七八年の十一月中旬か下旬に、おそらくアトランタ市にある新しいワールド・コングレス・センターで開催される見込みとなっている。

シャープ氏TV出演
「ピンボール!!」刊行を機に

待たれていた、ロジャー・シャープ氏執筆の単行本『ピンボール!!』は、このほどニューヨークのダットン社から発売になり（アミューズメント通信社は早速手配、空輸され次第ご案内申し上げる予定）、米国では早くも大きな話題になっている。

その一環として、同氏は米国のNBCテレビの番組「今日の人」に出演し、同氏の著書とピンボール（フリッパー）プレイについて語ったが、そのとき、最近機械、バリー社パワープレイ、ゴットリーブ社クレオパトラ、スターン社ピンボール、ウィリアムズ社ホットティップも〝出演〟して、関係者を喜ばせた。

TSI'S STARSCROLL

最新版の星占い機械「スタースクロール」では、25セント入れるとロール紙が出てくる。これには当月のその人の星座ぶんの占いが、日記ふうに毎日予言されている。

ジュークにも進出
今年からアタリ社、NSMジュークの米国総代理店に

アタリ社の活躍ぶりには目ざましいものがあるが、今年一月一日を期して、ドイツ・ローエンNSMのジュークボックスの、米国における総代理店になる、とのニュースが入っている。

NSMのジュークボックスは、日本ではタイトーが総代理店となっているもので、世界的なメーカー品であるが、ドイツではローエン・オートマテン社（西独、ビンゲン）が窓口で世界へ向けて発売してきている。

米国では従来、シカゴ市にあるバート・ダビットソン社が総代理店的機能を果してきたが、アタリ社がNSMジュークボックスの総代理をするに当って、十分な引継ぎを行なうことになっている。

この処置は、アタリ社の米国における製品の販売ルートが、NSMジュークの販売において効果的であることと、従来からローエン・オートマテン社がヨーロッパにおいて、アタリ社製品の最大の顧客であったこと—に端を発しているが、ただ販売ということにとどまらず、アタリ社がジュークボックスの分野にまで手を拡げ、一段とアミューズメントマシンでの取扱い範囲を広げつつある点で、同社の今後の動向が注目されるところである。

フリッパーゲーム本格化
タイム（10月31日号）の要旨

一九四〇年代にピンボールは、ニューヨーク市で当時の市長ラガアディア氏により、ストリップとともに禁止されて以来、ニューヨークっ子にとってお隣りのニュージャージー州へ行くいい理由が出来たわけだ。

だが、ストリップのほうはかなり前に解禁され、ピンボールもまた昨年六月に解禁されてしまった。このほかにもシカゴ市—そこはいわばピンボールメーカーのメッカとも言われるのだが—で禁止されていたが、先般ここでも解禁された。

禁止された当時の、若者を堕落させるとか不良どもの遊びだとかいった悪いイメージは、最近のピンボールのめざましい普及ぶりによって、大きく変化してきた。かつて俗物的なアーケードや薄汚ない簡易食堂に追いやられていたピンボールは、今ではいわゆるインテリ層、たとえば学者、医者、科学者、芸能人、ジャーナリストなどが堂々と楽しむゲームになっている。

ピンボール熱は一般家庭にも及んでおり、メーカーは新しい電子回路のピンボールの製造に追われているが、それでも注文に応じきれないほどである。こういう状況を前にして、バリー社のロス・シーア氏は「今やピンボール時代に入った」と、大喜びで語っている。

実際過去五年間のピンボールの販売実績は、世界的に見て毎年三割ほど増加してきている。一方、会社のパーティーなどの行事にもリースで貸出されるケースも多く、その場合一日最高百三十五ドルが相場となっているほどだ。また中古の機械も最高千二百ドル程度でよく売れている。

世界的な販売会社、シアーズ・ローバック社は「ファイアーボール」というホームピン（家庭用フリッパー）を六百四十五ドルで売っているし、モンゴメリー・ワード社も六百五十ドル程度でホームピンの販売に踏み切っている。

ピンボールの復活—それは最近では電子回路によるフリッパーが主流となりつつあるが—は、とくに郊外のショッピングセンター（SC）で著しく、また大学のキャンパス、空港や高級ホテルのロビーでも盛んになりつつある。ラスベガスの高級ホテルですら、今ではピンボールのためのフロアーを別に設けているほどだ。また、中西部のある工場では従業員が昼休みに遊べるよう、ピンボール機を設置している。

ピンボールファンには著名人も多く、アンドレア・マカードル、ビル・コスビー、アン・マーグレット、マイク・ニコルズ、サミー・デービス・ジュニア、エリオット・グールド、そして忘れてならないのがエルトン・ジョン。七五の映画「トミー」で、かれはピンボールの魔術師を演じ、バリー社はこれにちなんで「キャプテン・ファンタスティック」を出した。かれは同機を四台持っているが、うち一台を母親に贈っている。

雑誌「プレイボーイ」の発行人、ヒュー・ヘフナー氏は、ロサンゼルスとシカゴにあるかれのマンションに、それぞれピンボール機を持っているが、現在バリー社に、バニーをあしらった「プレイメイト」というピンボールの決定版をつくるよう交渉中である。ちなみに、ゴットリーブ社は一九三二年に「プレイボーイ」というピンボール機を発売しているが、当時ヘフナー氏はまだ六歳だった。

ヨルダンのフセイン国王は、「ウィザード」、「ボウアンドアロー」、「ロ・ゴ」の三台、バリー社から買いとっているが、ピンボールマニアはヨーロッパの隅々まで浸透、激増している。とくにフランス、イタリア、西ドイツで盛んで、一般にピンボールはフリッパーと呼ばれて、親しまれている。また、フリッパーはマレーシアのジャングルの奥地まで普及しており、そこでは電気がきていないため、バッテリーで動かされているとのことである。

（同誌では、以上のほかウェスト・バージニア州の長官、マンシン氏のプレイヤーぶりや、ニューヨークタイムズの記者、バッククレー氏のプレイヤーぶりを紹介しているが、ロジャー・シャープ氏によれば「ピンボールの完ぺきなプレイヤーになるには、何年もかかるよ」ということになる、という話などが詳しく掲載されている）

◎これだけは知っておきたいシリーズ

安易なコピー商品を規制

模倣機械規制委員会規程（ＪＡＡ）

これは昨年十二月二日のＪＡＡ理事会で最終決定がなされ、即実施となったもので、これによりいわゆる「コピー問題」は一定のルールに従って、当業界内部で自主的に処理できる、という方法のひとつが確立されたわけである。

現実の過程から言えば、ＡＭ部会（中西部会長）の模倣機械規制委員会（矢野委員長）自体が、模倣機械の問題に対して、どのように対処して、どう扱うか、という手続きを示したのがこの「規程」であり、ＪＡＡという全国団体がこれによりひとつの審査委員会を実質的に生みだしたことと同じ意味になる。

対象になる模倣機械のメーカーは、ＪＡＡ会員外にも及ぶが、あくまでも会員の権利を保護することが主旨になっており、順当な運用が望まれるところである。

（目的）
第一条　本委員会は、当協会に属する遊戯機械の模倣者に対して社会的制裁を加えることが主旨でなくあくまで創作品を尊重する思想の普及を図ることによって当業界の健全なる発展を図ることを目的とする。

（事業）
第二条　本委員会は必要に応じて専門家等を委員に招聘し、模倣機械に関する審査申請に基づき審査し、ＡＭ部会長を経て理事会に上程し、その結論を得るものとする。

（申請）
第三条　審査申請する者は予め模倣機械を調査し、権利侵害を主張するに正当な理由と証拠を添付し所定の申請書に必要事項を記入し、申請手数料を添えて提出しなければならない。

（審査）
第四条　審査は特許法の精神を基調とし、別紙審査報告書の各事項に基づき精密にその内容を審査検討しその可否を決するものとする。

なお、必要ある場合は申請者および被申請者の双方の意向を徴するものとする。

（会議の開催）
第五条　審査申請があった場合は毎月一回月末に、模倣機械規制委員会議を開催して審査検討を行うものとする。

（会議の成立）
第六条　会議は委員（専門家等を含む）の過半数以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会議の議事録）
第七条　会議の議事については議事録を作成し、これを保管するものとする。

(2)　議事録は議事の経過の要領およびその結果を記載し議長および当該会議において選出された二名以上の出席委員が記名捺印しなければならない。

（公表）
第八条　本委員会の調停により和解が成立した場合は、ＡＭ部会長を経て理事会に報告する。

又、調停が不調に終り事実の公表が適当であると判断した場合は、第二条に定める議を経て本協会発行のアミューズメント産業および当業界の専門誌等に公表する。

（措置）
第九条　本委員会は必要に応じ当協会員および当業界の諸団体を通じ当該模倣機械の取扱中止を求める申請を行なうものとする。

（手数料）
第十条　手数料は、一件毎に下記に掲げる額とし、定められた事項に基づき納付しなければならない。

(2)　手数料の納付は、現金、小切手、郵便通常為替、銀行振込みとする。

手数料＝（一件につき）

種類	料金	摘要
申請料	五千円	申請と同時に納入
審査手数料	三万円	審査開始のとき納入
その他調査料	実費	必要に応じ

（手数料の不返還）
第十一条　既納の手数料は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

審査申請書
昭和　年　月　日

（用紙はＢ５版）

話題のマシン

マイコン採用スロット
「コンチネンタル・MKファイブ」に自信
ユニバーサル

コンチネンタル・マークファイブ

㈱ユニバーサル（本社＝栃木県小山市粟宮一九二八、☎（〇二八五）二五―五五二一、岡田和生社長）が、第十五回AMショーで発表、このほど発売となった国産ICスロットマシン「コンチネンタル・マークファイブ」。

これは同社が三年に及ぶ努力を傾けた力作で、遊びかたはバリー社製スロットマシン「スーパーコンチネンタル」に準じたもの。

大きな特徴はマイクロコンピューターを採用していること、電磁ソレノイド方式によるリール回転停止機構にしたこと。

加えて、メダル検出時とセレクト時に心地よく電子音が出て、これが手応えになっていること。

同社ではマイコン採用のうえ価格面で安定することを狙っている。

定価未定。

新マスメダルゲーム機
六人用「カラービンゴ」
タイトー

㈱タイトー（本社＝東京都千代田区平河町二の五の三、☎二六四―八六一一、コーガン社長）から発表された新マスメダルゲーム機、「カラービンゴ」が注目されている。

これはビンゴゲームを基本にした六人まで同時にできるマスメダルゲームで、クレジット機構などを採用した、全体にコンパクトな設計となっている。

メダルは九十九枚まで予備投入ができる。「プレイ・ナウ」のランプがついている間に、十二通り（タテ五列、ヨコ五列、ナナメ二列）あるラインボタンを選び、メダルをかける（それぞれ一枚のみ）。

カラーボールが吹き上げられ、次にドーム内のラセン状のガイドにそってボールが降りてきて、それぞれのカード番号にランプが点灯する。その結果、自分の選んだラインで五個のランプが揃うと、オッズに示された枚数ぶんのメダルが払い戻される（オッズは六倍から二百倍まで五段階）。

定価二百六十万円。

カラービンゴ

リカちゃんが話しかけ――
女の子が喜ぶ電動乗物
（日娯）

スキーパンダ

チューリップライドのリカちゃん

子供たちに親しまれる電動のりものが、日本娯楽機㈱（本社＝東京都港区南青山二の二十二の四、☎四〇二―七三一一、遠藤嘉一社長）より、好調に出ている。

新製品としては、「フライング・シーソライド」として「スキーリカちゃん」と「スキーパンダ」、「チューリップライド」として「リカちゃん」の赤色と黄色、計四機種となる。フライングのほうでは、待たれているパンダ二世を採用した親子パンダがとくに面白く、チューリップライドのほうは〝女の子専用〟と対象をキメ、リカちゃんが話しかける装置を採用（音響カセット・カーステレオ式）して楽しめる。

フライングのほうの動きは上下、前後のスライド式、またチューリップライドは上下動。定価はいずれも二十三万円。

人目引く小型機
ベンド78発売したベンドジャパン

ベンド78

㈱ベンドジャパン（本社＝大阪市浪速区水崎町十八、☎六四三―三八五七、的場昭一社長）から発売されている、普及版カラオケセット「ベンド七八」。

外見上の大きな特徴は、まずスピーカーが内蔵されており、使用するときは左右のスピーカーのフタを開ける。第二に、出る音の高低に合せて、正面のスクリーンに七色の光が点滅するので、光の訴えかけの効果的なこと。

テープは司会付のキングのテープを使用、八十曲をセット。エコーも内蔵しており、小型で廉価なので普及版として期待できる。

六ヵ月間の保証書付きで、定価十八万三千円。

話題のマシン

立体的画像、ヒット宇宙映画の
スターシップ
本格TVドライブ「スーパーバグ」もナムコから

スターシップ1

スーパーバグ

㈱ナムコ（本社＝東京都大田区多摩川二の八の五、☎七五九―二三一一、中村雅哉社長）より発売されている、アタリ社TVゲーム機「スーパーバグ」と「スターシップ1」。

まず「スターシップ1」は、世界的なヒット映画〝スペースウォー（宇宙戦争）〟をTV画面で自ら楽しむ、という立体感あふれる新タイプのTVゲーム機（一人用）。

プレイヤーは自分の乗っている宇宙船から、敵の宇宙船や遊星へむかって、レーザー銃と陽子爆弾ミサイルで攻撃する。リアルな立体像と宇宙音響が魅力になって、臨場感を盛りあげる。

遊び方ではハンドル操作とスピードレバー操作で、自分の宇宙船を操縦し、四種類の目標を攻撃していく。攻撃法のうち陽子爆弾は一ゲーム中五発しか使えないが、これは画面上の全目標を一挙に消す威力を持っている。目標の種類により得点は異なる。またプレイヤーが敵の宇宙船や星にうっかりぶつかると画面上で爆発が起り、ペナルティを与えられる。

この種でははじめての自己点検プログラムを内蔵している。なお、すでに国産化に入っており、十二月下旬から出る国産化機は定価八十七万円。

次に「スーパーバグ」は、四段スピードシフト、アクセル、ハンドルを駆使するTVドライブゲームで、コースがどんどん変っていくのが楽しめる。

まず初心者コースとベテランコースを選択する。一定タイム内でスコアーが一定得点以上ならばさらにタイム延長という方式で、得点は距離で決まる。コース中には駐車している車あり、油のスリップや砂のトリックが待ち構えている。

音響効果に、さらにメッセージも（ただし英語で）加えられる。TVドライブならではのコースの変化が一番楽しめる。

アタリ社製そのもので定価九十六万円だが、一月下旬から国産化機が出る見込み。

人気機の改定版
「ニュークレージー15」「ポップアップ」
こまや

ニュークレージー15

ポップアップ

㈲こまや製作所（本社＝神戸市東灘区魚崎西町四の二の三十五、☎〇七八―八一一―三六六一、田中弘社長）の新製品、「ニュークレージー15」と「ポップアップ」。いずれも従来の人気機種の延長線上に生れた。

「ニュークレージー・15」は、従来のクレージー15の新型で、音響効果が入った。モーターの玉あげ装置フリッパーなどの工夫が施されている。

遊び方は、玉を打ち出して、はねかえり等で穴に入れると、盤面の数字にランプがつき、これがタテ、ヨコ、ナナメのいずれかに三つ並べば再ゲームできる、というもので、定価三十二万円。

次に「ポップアップ」は、従来のジャンプアップをモデルチェンジしたもので、さらに改良が施されている。

一ゲーム十円で、盤面には景品が陳列され、その下に横に五列のラインが設定され、そのいずれかにランプがついている。手前のボタンを叩き、ボールを上げてうまく、ランプのついている箇所へボールを入れると景品がでてくるプライズマシンである。

定価二十四万円。

国産ジューク…
ルミエールで参入
東海リース

ルミエール（スタンダード）

東海リース㈱（工場＝清水市長崎新田一一四、☎〇五四三―四六―四一四一、神川孝二社長）が先ほどの第十五回AMショーで発表、発売にふみきった国産ジュークボックス、「ルミエール」。

機械は奥行五十センチとコンパクトで、IC化により機能を上げている。六十曲用であるが、使わないB盤をあらかじめカットすることもでき、レコードは六十枚まで入れられる。

特徴は三十二曲まで一度に記憶できること、電子エコーチェンバーを内蔵していること、有線放送との切替えができることなど。AMショー時点から改良が加えられている。

定価六十八万円。

電気用品取締法・抜すい

（昭36・法234、昭43・法56）

《本紙編集部》

目的および定義

（目的）

第一条　この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「**電気用品**」とは、次に掲げる物をいう。

一　一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第一七〇号）第六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの

二　携帯発電機であって、政令で定めるもの

2　この法律において「**甲種電気用品**」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であって、政令で定めるものをいい、「**乙種電気用品**」とは、甲種電気用品以外の電気用品をいう。

この法律で定義する「電気用品」の品目と甲種電気用品の型式認可の有効期間については、施行令で別に規定されている。

甲種電気用品の製造、輸入に関する規制

Ⓐ 製造業者の登録

第三条　甲種電気用品の製造の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める甲種電気用品の製造の事業の区分（以下「**事業区分**」という）に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

その他「**登録**」に関する条文の概要はつぎのとおりである。

第四条　登録をする場合には、省令で定める特定の製造設備および検査設備を有すること。

第五条　これらの設備は所定の技術基準に適合すること。

第六条　登録の欠格条項として、電気用品関係の法令に違反して刑に処せられた場合等は一定期間登録を受けられない。

第九～十一条　登録の変更・承継・廃止のときは届け出ること。

Ⓑ 製造業者の型式認可

第十八条　登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品の型式について通商産業省令で定める型式の区分（以下単に「**型式の区分**」という）に従い、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される甲種電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合はこの限りでない。

「型式の認可」に関する申請等の規定の概要はつぎのとおり。

第十九条　通商産業大臣に型式認可の申請をすること。

第二十条　電気用品の技術基準に適合し、所定の事業登録を受けているときは認可される。

（指定試験機関の試験）

第二十一条　登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の甲種電気用品について、通商産業大臣が指定した者（以下「**指定試験機関**」という）の行なう試験を受けることができる。

2（要約）　試験を受ける場合、省令で定める区分に従い所定の申請書を試験機関に提出すること。

3（要約）　技術上の基準に適合しているときは合格とする。

同条第一項の通商産業省令で定める型式は、甲種電気用品のすべての型式にわたる。指定試験機関については、甲種電気用品は㈶日本電気用品試験所、テレビジョン受信機は㈶日本機械金属検査協会となっている。

「登録製造事業者の技術基準適合義務」に関する規定の概要は次のとおり。

第二十二条　製造をする場合は、電気用品の技術基準に適合すること。

第二十二条第三項　製造した電気用品は規定に従って検査し、その記録を作成、保存すること。

Ⓒ 輸入事業者の型式認可

第二十三条　甲種電気用品の輸入の事業を行なう者（以下「**甲種電気用品輸入事業者**」）は、販売しようとする甲種電気用品（その者の輸入したものに限る）の型式について、型式の区分に従い、当該甲種電気用品の製造事業者ごとに、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される甲種電気用品を販売する場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　第十九条から第二十一条までの規定は、前項の認可に準用する。

3　第九条本文並びに第十条の規定は、第一項の認可を受けた甲種電気用品輸入事業者について準用する（以下略）。

第二十三条の二（要約）　甲種電気用品輸入事業者は、電気用品の技術基準に適合するものを販売しなければならない。

Ⓓ 認可の有効期間および表示の義務

（認可の有効期間等）

第二十四条　第十八条第一項又は第二十三条第一項の認可は、三年以上七年以下において甲種電気用品ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

2　前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

（表示）

第二十五条　第十八条第一項又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は甲種電気用品輸入事業者は、当該認可に係る型式の甲種電気用品（第二十二条第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの又は第二十三条の二第二項において準用する第二十三条第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるものを除く）を販売するときまでに、これに通商産業省令で定める方式による**表示**を付さなければならない。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、甲種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

省令で定める**甲種電気用品の表示の方式**はつぎのとおり。

①必ず表示すべき事項　㋑▽の記号、㋺型式認可番号、㋩製造者名等（略称や登録商標でもよい）

②品目によって表示すべきことを指定される事項　㋑定格電圧、㋺定格電流または定格容量、㋩定格しゃ断電流、㊁定格周波数、㋭定格短絡電流、㋬定格消費電力、㋣定格時間、㋠その他構造および用途等（施行規則第二十四条）

乙種電気用品の製造、輸入に関する規則

Ⓐ 製造業者 輸入業者の届出

（事業開始の届出等）

第二十六条の二　乙種電気用品の製造の事業を行なう者（以下「**乙種電気用品製造業者**」）は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届出なければならない（以下要約）。(1)名称および住所、(2)種類および構造、(3)工場の名称および所在地

2　第十条第一項及び第十一条の規定は、乙種電気用品製造事業者に準用する（以下略）。

第二十六条の三　乙種電気用品の輸入の事業を行なう者（以下「**乙種電気用品輸入事業者**」）は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない（以下要約）。(1)名称および住所、(2)種類および構造、(3)製造者の名称および住所

2　第十条第一項及び第十一条の規定は、乙種電気用品輸入業者に準用する（以下略）。

（基準適合義務）

第二十六条の四　乙種電気用品製造事業者は、当該乙種電気用品を製造する場合においては、当該乙種電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2　第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条の五　乙種電気用品輸入業者は、当該乙種電気用品を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。

2　第二十三条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

Ⓑ 乙種電気用品の表示義務

第二十六条の六　乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入業者は、当該乙種電気用品（第二十六条の四第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの又は前条第二項において準用する第二十三条第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるものを除く）を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による**表示**を付さなければならない。

2　何人も、前項に規定する場合を除くほか、乙種電気用品に同項の表示又はこれを紛らわしい表示を付してはならない。

省令で定める**乙種電気用品の表示の方式**はつぎのとおり。

表示すべき事項　(1)▽の記号、(2)製造者名等（略称や登録商標でもよい）、(3)相、(4)定格電圧、(5)定格電流または定格消費電力、(6)定格周波数。

違法電気用品の販売、使用の禁止

（販売の制限）

第二十七条　電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く）を行なう者（以下「**販売事業者**」）は、第二十五条第一項又は前条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第十八条ただし書（第二十二条第二項又は第二十六条の四第二項において準用する場合を含む）又は第二十三条第一項ただし書（第二十三条の二第二項又は第二十六条の五第二項において準用する場合を含む）の承認に係る電気用品については、この限りでない。

（使用の制限）

第二十八条　電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者、同法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物を設置する者又は電気工事士法（昭和三十五年法律第一三九号）第三条に規定する電気工事士は、第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

2　電気用品を部品又は付属品として使用して製造する物品であって、政令で定めるものの製造の事業を行なう者は、第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。

3　前条ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

七七年活動に区切り

JAA

全日本遊園協会（事務局＝東京都渋谷区渋谷三の六の十八、荻津ビル、☎四〇七－八七一一、遠藤嘉一会長、会員数百四十三社、略称JAA）では、十二月二日、山代温泉にて第二十七回理事会を開催し、昨年のしめくくりを行なった。

昨年は三部会のそれぞれの委員会が、JAAにかかる具体的な問題に取組むという形で進められるようになったことから、その項目で理事会でも議事を進め、AM部会では電取関係、模倣機械規制関係、設置要綱関係、オペレーター部会では健全営業関係、遊園施設部会では先ほどの観覧車事故報告、昇降機検査資格者講習会関係など。またAMショー関係も合せて審議されている。

注目されるのは、娯楽機械の耐用年数についてで、JAAでは九月二十日国税庁に対し「娯楽装置は一括して〝自動遊具〟とし、耐用年数は二年とする」との要望書を提出したが、十月三十日付の同庁通達により、ボール使用ぶん以外はいぜん自動遊具として耐用年数三年とする、との改正になったと報告されたこと。

なお新たに一社入会が認められた。新入会員は次のとおり。

サービス・ゲームス＝神戸市兵庫区入江通三の一の二十七、☎（〇七八）六七一－一九〇三、森武司社長。

チャリティショー後援

ASL関東支部

全国シングルロケ協議会（ASL）では関東支部事務局（昭和遊園機械㈱、☎三〇八一－一五五一、小島幸也社長が担当）が窓口となって、クリスマス・チャリティ・コンサート「空の鳥は小さくとも」を後援し、社会奉仕のひとつの功績を果した。

これは恵まれない子供たちに幸せなクリスマスを迎えてもらおう、というチャリティ活動にASLが後援、その入場券の売上げに協力したほか、シングルロケ現場からの寄付をも合せて行なったもので、チャリティ・コンサートは十二月六日の夜、砧区民会館ホールにて、同会メンバー十数名を含む数百名の参加で盛りあがった。

なお、同コンサート終了後、同会関東支部の役員会が開かれ、今年の活動方針等が検討されている。

華やかに大会終了

第10回ルーレット選手権

上の写真はルーレット大会にて

第十回全日本ルーレット選手権大会は、十二月五日、東京目黒の八芳園で延々八時間に及ぶ決勝大会で幕を閉じた。

これは日本ルーレット研究会（東京都渋谷区渋谷二の十八の八、和田研究所内、☎四〇〇〇－六六八八、和田静郎会長）主催によるもので、同所主催のミス日本コンテストと今回は同時に進められ一層華やかなものとなった。優勝者は次のとおりで、今回の傾向としては「実力が発揮された（和田薫氏）」結果となった。

優勝＝甲斐敏文氏、準優勝＝中沢良輔氏、第三位ならびに女性一位＝田中文子氏。一、三位とも新宿パンドラルーレット会員。なお、和田静郎氏は九位にとどまった。

同研究会では今年「プロ・ルーレット」を発足させる予定で、これは単にルーレットを愛好するだけにとどめず、一ランクアップさせた〝プロ〟を認定するシステムとして、従来のルーレット大会とは別に進められるもの。正式名称は「インターナショナル・ルーレット・プロフェッショナル・アソシエーション」として、具体化することになっている。

充実したロケ見学

JOU12月例会（千葉）

上の写真はJOU12月例会にて

全国優良オペレーターの団体、日本娯楽機械オペレーター協同組合（事務局＝東京都渋谷区渋谷三の六の二、第二矢木ビル、☎四〇九－五二三二、内田博理事長、組合員三十六社、略称JOU）では、十二月八日から二日間、千葉県鴨川温泉にて十二月例会を開催した。

この例会には二十七組合員出席まず八日の昼ごろ東京八重洲の大丸デパート屋上遊園地に集合、一路鴨川温泉にむかいここで会議。①岡山県等の青少年保護育成条例におけるロケーション問題、②商工中金による資金貸付などが討議されたほか、組合員の入退についても審議され、名古屋娯楽㈱が退会し、富士リース㈱（本社岐阜、清水重信社長）の加入が認められた。メーカー関係では㈱ニチレ、㈱ホープの二社がそれぞれ、製品案内など行なった。

またJOUでは過去一年間業界に寄与するところの大きな機種について、表彰等を行なう旨、検討を加えている。

翌日はバスをチャーターして、行川アイランド、イトーヨーカ堂市原店、谷津遊園、西友津田沼店、イトーヨーカ堂津田沼店の五ヵ所にわたり見学を行ない、夕刻津田沼にて解散した。

井上単独代表に

レジャック

レジャック㈱（本社大阪）ではこのほど、二人の代表取締役のうち加藤春夫氏が取締役に退任、井上昭男代表取締役が業務を引継いだ。

連続SF ㉒

希望（のぞみ）の島
宇宙同時革命の結果

有田佐市

言語（C）

一輪の霜の薔薇より
年明くる　秋桜子

佐藤鋭太郎は、先刻から、今年の年賀状に載せるべく、よさそうな〈新年〉の句はないかなと探索しているのであった。

一旦は、多佳子の句

オリオンの盾新しき
年に入る

としたのだが、自分の名が鋭太郎であるし、そこへこの句をもってくると賀状の紙面が何となく刺刺しい感じになりすぎはしないのだろうかと軽い危惧の念を抱き、次に考えたのが、

年来ても吾子寝て居れば音もなや　孀無公

子の寝息やすらに年のしらみけり　梅の門

などの句であるが、あまりにも穏やかで、子供にたいしてめろめろであるようなので止めた。

太宰治もいってたのではなかったろうか、〈家庭幸福は諸悪のもと〉である場合もある。

その後揺れ動く過程を経て、秋桜子の句に落ちついた。

鋭太郎がアンヴィバレンツな状態に心を遊ばせている時、真白な障子に小鳥の影が過った。愛妻和子が魔法瓶にいれた湯と茶器をもって、静かに部屋に入ってきた。

ここで、鋭太郎は秋桜子の句に決めることにしたのであった。

「どれになさいましたの」

「うん、これはどうだろう」

「薔薇ですか」

「そうだ、まあ薔薇はこけしには関係がない花ではあるのだがね。でもこの句の佇いが何となく気にいったんだ」

宇宙新世紀人・カッパとパイとが、お互いに頷きあってこのやりとりをみていた。

標準語のままで

ここ遠刈田の部落では一般にこういう言葉遣いはみられなかったのだが鋭太郎たちだけは違っていた。所謂標準語に近い言葉たちが鋭太郎、和子の間をいったりきたりしていたのだ。理由はこうだった。鋭太郎が都会に出てN鋼管に勤務しているときに都会の人和子を知り、和子と結婚をした、その結果、どうしたことか、鋭太郎の言葉が二人の言葉にならず、和子の都会の言葉が二人の言葉になってしまっていた。

鋭太郎の家は先祖代代木地屋の工人であった。鋭太郎も工人として、祖父尚介の型のこけしを作り、百年に一人出るか、出ないかの天才として、大いにその将来を嘱望されていた。

鋭太郎は父周一を太平洋戦争で早く失い、叔父守にこけしの手ほどきを受けたのだが十九歳にして丑蔵だけは別格としても、遠刈田では鋭太郎のよりもいいこけしを作ることが出来る工人は皆無であった。

しかし、鋭太郎が十九歳の頃、当時ヤポンでは鋭太郎がヤポンでいっというこけしを精魂こめて作りあげても、それによって生計をたてることが困難な場合が多かったのだ。

鋭太郎は自他ともに認めるヤポン一の木地引、描彩のいい腕をもちながらも、生計のために都会に出てN鋼管に就職をしなければならなかった。

しかし鋭太郎は都会に出て和子を知ることができ、和子と結婚できたことに満足していた。和子を知るようになってから鋭太郎は一度は頂上を極めその後棄ててしまったこけしの途を再びおもうようになっていた。和子に逢う瀬を重ねるごとに和子の容貌形姿から惹起される清冽可憐なイメージをこけしに映したいと熱望するようになる。そして和子と一緒に再び遠刈田に帰ってきた。

カッパとパイは鋭太郎作のこけしがもつ雰囲気と鋭太郎の愛妻和子がもつ雰囲気の類似性に納得した。こけしの原型は和子にあったようだ。

カッパとパイは鋭太郎のこけしがすっかり気にいってしまい、Z能力で鋭太郎のところへやってきているのだった。

眩しいような憧れ

千九百七十八年一月一日、カッパとパイは、高橋忠子の身振りと言葉と内心でおもっていることの一致、不一致その他について、主として言葉を中心に考察をくわえる目的で高橋忠子の部屋に侵入していた。無色透明な風としてその部屋に流れこんできていた。

正月であるからなのか忠子の部屋には所狭しとばかりこけしが陳列してあり、カッパとパイは高橋忠子への関心よりも、そのこけしたちに心を奪われてしまったようだった。

一方の壁に沿って、太い赤と黄のロクロ模様の鯖湖型のこけし、こちらはどうも高橋忠子の祖父さんが作ったものらしい。

他方の壁に沿って並んでいるのが鋭太郎作のこけしたちであった。

眩しいような憧れをひめた初初しい一筆目、胴は枝梅のつくりつけ、この一筆目のニュアンスは先程和子がお茶をもって部屋に入ってきて、ちらと白い障子に視線を走らせたときの眼差しとそっくりだった。

おけしが十本あった。十本ともそれぞれ胴模様が違っていた。重ね菊や桜崩しのように伝統的な模様もあったのだが、中には鋭太郎が意の赴くままに筆を走らせた、全く新しく創意された胴模様があり、これはこれで納得がゆく素晴しい出来映えであった。

八寸のおけし十本の隣りに、丑蔵作の一尺のおよねがあったが、その型をみた場合、バランスは鋭太郎のおけしの方が遙かに秀れていたし、彩色の感覚も鋭太郎が新しく鋭く筆致も勢いがよかった。

二尺、一尺八寸、一尺五寸、一尺二寸と鋭太郎のこけしたちが勢揃いしていた。

暮に忠子を訪ねて来た祖父忠蔵も、鉋のきれはいいし、彩色は云うことないしと老齢故蒲団の中で横になりながらこのおけしたちに飽きることがなかった。

しかし、その鋭太郎にも悩みがあった。外ならぬ〈言葉〉の問題である。

謹 賀 新 年

ことしもどうぞよろしく!!

株式会社 ベンドジャパン

本　社　〒556 大阪市浪速区水崎町18番地　TEL. 06(643)3857 (大代表)

沖縄支店　沖縄ベンドジャパン
〒901-22 沖縄県宜野湾市大山436　☎09889(7)3333
東日本支店　千葉エンタープライズ
〒276 千葉県八千代市八千代台西5-1-4　☎0474(85)3237
松山支店　ベンド松山
〒790 松山市菅町6丁目19 三吉ビル　☎0899(25)1300